

揖斐川町エネルギー価格高騰緊急対策支援事業 Q&A

質問	回答
①支援金の給付対象者	
① 支援金の対象となる中小企業者とは何か	町内に事業所を有する中小企業者等(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合を含む。） 個人事業主、フリーランスの方も対象となります。
② 一般社団法人や一般財団法人は対象となるか	
③ 宗教法人は対象となるか	対象外です。 ※中小企業基本法第2条に規定された中小企業が対象です。 また、公共法人（地方公共団体、土地改良区など）や法人格のない任意団体も対象外です。
④ 農業者は対象となるか	対象となります。 ただし、兼業農家の場合は、農業を主たる事業としていて営んでいる農業者が対象です。
⑤ 大企業は対象となるのか	対象外です。 ※中小企業基本法第2条に規定された中小企業が対象です。 （別表参照）
⑥ タクシー事業者は対象となるのか	対象となります。 ただし、タクシー事業者に対する燃料価格高騰対策として国及び県から補助金の交付を受けている場合は対象となりません。
⑦ 町外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部（支店など）が町内にある。この場合は対象になるか。	本社が町外でも、町内に事業所があれば対象となります。 申請書に事業所の住所地を記入し履歴事項全部証明書の写し、営業許可書の写し等、町内で事業をしていることがわかる資料を添付して下さい。
⑧ 個人事業主の場合、自宅住所が町内、事業所（店舗、工場等）が町外の場合は対象となるか。	事業所が町内にあることを要件としていますので、対象となりません。

揖斐川町エネルギー価格高騰緊急対策支援事業 Q&A

質問	回答
⑨ 個人事業主の場合、自宅住所が町外、事業所（店舗、工場等）が町内の場合は対象となるか。	対象となります。
⑩ 同一人物が代表を務める別々の法人（個人）で、それぞれの法人において支援金の給付は受けられるのか。	代表者が同一であっても法人（個人）が別人格であれば、それぞれに申請ができます。
②支援対象経費	
⑪ 電気料金（ガス料金）が月をまたいで請求されている場合は、何月分として考えればよいか（例：3月20日～4月19日分が4月分として請求されている。）	請求書や明細書等で「4月分として」といった記載があれば、月をまたいでいても「4月分」のものとしてください。（ただし、4月の請求であっても、4月の日にちが全く含まれないもの（例：3月1日から3月31日使用分が4月分として請求）については、4月の日にちが1日でも含んだ月の請求分を4月分として計算してください。（他の月も同様））
⑫ 燃料費（油関係）が月をまたいで請求されている場合は、何月分として考えればよいか（例3月20日～4月19日購入分が4月分として請求されている。）	電気料とは違い、燃料については、明細書等に記載された購入（仕入れ）月日が支援対象月である必要があります。例の場合は、3月20日～3月31日分は計算対象から外し、4月1日～4月19日分を計算対象としてください。それ以降も同様とし、9月30日購入（仕入れ）分までを計算対象として、必要書類を添付してください。
⑬ 本社が町内にあるが、町外にも事業所があり、エネルギー関連料金を本社でまとめて支払っている。すべての支払い分を対象として良いか。	計算の際は町外の事業所分は除いて申請してください。
③申請手続きについて	
⑭ フリーランスで申請する場合、事業をおこなっていることを証明する書類は、何を添付すればよいか。	令和3年分の確定申告書と収支内訳書の写しを添付してください。

(別表)

●企業規模の要件

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当している事業者が本支援の対象となる中小企業者です。

資本金及び常時使用する従業員数のどちらも、下表の数を超える事業者は中小企業者ではありません。

業種	資本金	常時使用する従業員数 (※2)
製造業・建設業・運輸業・その他(※1)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用 ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業	—	個人 100人以下 法人 300人以下

※1 その他には、不動産業や自動車整備業、旅行業等を含みます。

※2 常時使用する従業員とは、雇用の契約形態を問わずに常に営業活動に従事している従業員を指します。